

令和5年度茨城県放課後児童支援員認定資格研修開催案内

下記のとおり、令和5年度茨城県放課後児童支援員認定資格研修の受講者を募集します。

1 研修の目的・概要

放課後児童支援員認定資格研修は、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施する研修です。

2 実施方法・日程（詳細は「研修日程」【別紙3】を確認してください）

研修は全5回実施します。全てオンライン(オンデマンド)形式です。※1

実施回(コース) ※2	研修時間	オンライン視聴期間 ※3	定員 ※4
第1回(9月コース)	24時間 16科目(1科目90分)	2023/9/1(金)～2023/9/29(金)	140名
第2回(10月コース)	24時間 16科目(1科目90分)	2023/10/2(月)～2023/10/31(火)	140名
第3回(11月コース)	24時間 16科目(1科目90分)	2023/11/1(水)～2023/11/30(木)	140名
第4回(12月コース)	24時間 16科目(1科目90分)	2023/12/1(金)～2023/12/28(木)	140名
第5回(1月コース)	24時間 16科目(1科目90分)	2024/1/4(木)～2024/1/31(水)	140名

※1・受講者個人にID・パスワードを付与し、受講の進捗管理を行いますので、一つのログイン画面での複数名の受講は認められません。

- ・受講時の本人確認方法として、顔認証システムを使用する予定です。必ずカメラ付きのパソコン・タブレット・スマートフォン、もしくはWEBカメラを接続したパソコン等をご用意ください。
- ・受講開始前に、教材やオンライン受講のマニュアル等一式をお送りします。

※2 各回(コース)の内容は同じですので、ご都合のよい回を一つだけ選んでください。

※3 視聴期間中は、24時間いつでも受講できます。回をまたいでの受講はできません。

※4 受講者数の調整は行いません。定員に達した際にはご希望に沿えない場合がございます。

3 受講対象者・受講資格

- (1) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項の各号のいずれかに該当し、茨城県内の放課後児童健全育成事業に従事している方
- (2) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項の各号のいずれかに該当し、茨城県内の放課後児童健全育成事業に従事することを希望されている茨城県在住の方

※別添の「受講資格確認書類」【別紙2】を参照してください。

4 受講者とりまとめ

(1) 市町村が受講希望者から以下の書類を受領し、受講対象に該当するかを確認してください。

① 令和5年度茨城県放課後児童支援員認定資格研修申込書【様式3】

② 本人確認書類

①の申込書に記入された氏名・生年月日・住所の全てが確認できるもの

※運転免許証・健康保険証(住所記載のあるもの)・住民票(6か月以内に発行したもの)等の写しのいずれか一点。

③ 受講資格確認書類

※「受講資格確認書類」【別紙2】を参照してください。

(2) 市町村から受託者の株式会社東京リーガルマインドへ、以下の書類を提出してください。

提出書類は、各市町村においても写しを保管する等の管理をしてください。

① 鑑文【様式1】(市町村作成)

※市町村印を押印してください。

② 申込者一覧表【様式2-1】(市町村作成)

③ 受講申込書類

・受講申込書【様式3】

・本人確認書類

・受講資格確認書類

※受講申込書と各資格の確認書類の姓が異なる場合は、変更前・変更後のもの両方が記載された公的書類(戸籍抄本等)を添付してください。

④ 行政担当出席者一覧表【様式4】(市町村作成)

各回の「科目① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」は、国の制度・施策の推移や、行政の役割等についても解説するもので、現場の支援員だけではなく行政職員の業務にも関わる内容です。またその他の科目についても、市町村の放課後児童クラブ担当職員も対象とします。積極的な受講をお願いいたします。なお、テキストの購入の必要はありません。

5 提出方法・提出先・提出期限

(1) 提出方法

書面で提出してください。ただし、申込者一覧表・行政担当出席者一覧表は、電子メールでも提出してください。

※書面は個人情報紛失防止のため、簡易書留郵便またはレターパックライトで郵送してください。

(2) 提出先

株式会社東京リーガルマインド 福祉支援本部 福祉支援部 福祉研修課

茨城県放課後児童支援員認定資格研修事務局

〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10 アーバンネット中野ビル

TEL : 03-5913-6225

E-mail : k-tokunaga@lec-jp.com hi-kobari@lec-jp.com

※対応の迅速化及びパソコンの故障等に備え、上記2つのアドレスにお送りください。

- (3) 提出期間（期限厳守・必着）

令和5年7月3日(月) ～ 令和5年7月31日(月)

6 受講決定通知

株式会社東京リーガルマインドから各申込者に「受講決定通知書」及び教材等を、受講期間開始の1週間前までに到着するよう発送する予定です。受講開始の3日前までに到着しない場合にはお問い合わせください。

7 研修

- (1) 参加費

研修の参加費用は無料です。

※インターネットを使用する際に通信費が発生する場合の費用は自己負担です。

- (2) 研修教材及び費用

- ① 研修教材

以下の教材を各申込者へ、受講決定通知書と一緒に送ります。

- ・放課後児童支援員認定資格研修資料（全16科目）
- ・放課後児童クラブ運営指針解説書
- ・ポケット版放課後児童クラブ運営指針

- ② 教材費

教材費は受講科目数にかかわらず、1,500円（税込）です。

※教材は毎年改訂していますので、古い教材をお持ちの方もご購入いただきます。

- ③ 支払方法

支払方法は以下の2通りです。申込者一覧表【様式2-1】の「教材費」の欄でいずれかを選択してください。

1. 個人支払い

申込者個人に支払い(銀行振込)をしていただきます。受講決定通知書の送付時に「テキスト代支払確認票(兼支払方法のご案内)」を同封しますので、内容をご確認の上、期日までにお支払いください。

2. 市町村請求書払い

市町村に支払い(銀行振込)をしていただきます。株式会社東京リーガルマインドから市町村宛に請求書をお送りしますので、申込者個人への「テキスト代支払確認票(兼支払方法のご案内)」の送付はいたしません。

※市町村請求書払いが発生する場合は、申込者一覧表【様式2-1】の2シート目「請求書発行依頼」【様式2-2】に、請求書の宛名や送付先等の情報を入力してください。

※例年、「市町村請求書払いであることを知らずに個人で支払ってしまい、返金が必要になった」という事態が多発しております。個人・市町村どちらでの支払いになるのか、各申込者への通知を徹底していただきますようお願いいたします。

(3) 研修内容

研修時間：1科目 90分×16科目＝合計 24時間

科目①	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
科目②	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
科目③	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
科目④	子どもの発達理解
科目⑤	児童期（6歳～12歳）の生活と発達
科目⑥	障害のある子どもの理解
科目⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解
科目⑧	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
科目⑨	子どもの遊びの理解と支援
科目⑩	障害のある子どもの育成支援
科目⑪	保護者との連携・協力と相談支援
科目⑫	学校・地域との連携
科目⑬	子どもの生活面における対応
科目⑭	安全対策・緊急時対応
科目⑮	放課後児童支援員の仕事内容
科目⑯	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

(4) 科目の一部免除

保有資格	免除される科目
保育士（保母）	④・⑤・⑥・⑦
教諭（養護・栄養教諭も可）	④・⑤
社会福祉士	⑥・⑦

※資格保有者は該当科目が免除になりますが、**受講は可能**です。

（新しい知識を習得するという観点から、積極的な受講を推奨します）

(5) 受講に関して

- ・各科目の受講後にレポートの提出がない場合は、受講修了と認められません。
レポートはオンライン研修受講の画面で、科目受講後に入力していただきます。

8 修了の認定と修了証の交付

(1) 修了の認定

認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、茨城県知事が認定を行い、全国共通の「**放課後児童支援員認定資格研修修了証**」（**賞状形式と携帯用形式の2種**）が交付されます。

受講中に他の都道府県に転居した場合や、病気等のやむを得ない理由により一部を受講できなかった場合は「**放課後児童支援員認定資格研修 一部科目修了証**」が発行されます。一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日です。

(2) 修了証の交付

研修の各回の日程終了後、株式会社東京リーガルマインドから各修了者に郵送します。受講された回の視聴期間終了日から、おおよそ2～3か月後に送付する予定です。

9 個人情報の取り扱いについて

提出があった個人情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関すること、厚生労働省への認定資格者情報の報告及び都道府県間相互の利用・提供のため以外には使用しません。

10 住所変更・氏名変更

申込後に住所および氏名の変更があった場合は、市町村の担当部署宛に、速やかに住所・氏名変更があったことのわかる公的書類を提出してください。

11 問い合わせ先

(1) 株式会社東京リーガルマインド 福祉支援本部 福祉支援部 福祉研修課

茨城県放課後児童支援員認定資格研修事務局

TEL：03-5913-6225（受付時間 平日9：00～18：00）

E-mail：k-tokunaga@lec-jp.com hi-kobari@lec-jp.com

- ・ 申込手続(受講要件等)に関すること
- ・ 研修の講義内容等に関すること
- ・ 研修受講に関すること
- ・ その他研修運営全般に関すること

(2) 茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課

TEL：029-301-3261（受付時間 平日8：30～17：15）

- ・ その他研修全般に関すること

以上